

平成 2 3 年 第 2 回 定 例 会  
陳 情 文 書 表

自 陳情第 7 号  
至 陳情第 1 2 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
7	地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件についての陳情						1
8	都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場を存続させることに関する陳情						3
9	災害時の緊急食糧として家畜を活用する仕組みの構築に関する陳情						5
10	放射能対策に関する陳情						6
11	文部科学省の「20mSv/年」を上限とする「学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安」の撤廃を求める意見書の提出を求める陳情						7
12	議会のすべての委員会における会議の記録を作成し、その会議録の公開を求める陳情						8

陳 情 番 号	7	受理年月日	平成23年5月30日
陳情人住所氏名	千代田区霞が関1-1-3 第二東京弁護士会 会長 澤井英久 外2人		
件 名	地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件についての陳情		
<p>〔陳情趣旨〕</p> <p>府中市議会が、国会及び政府に対し、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>1 国による地方消費者行政に対する実効的な財政措置の必要性</p> <p>現在、国による地方消費者行政の充実策が内閣府消費者委員会から建議され、今後、消費者庁においてその具体化が図られることになっています。他方で、地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されます。</p> <p>もとより、地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然ですが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制には余りにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在します。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在しますが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用にはおのずと限界があります。</p> <p>したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきです。</p> <p>2 具体的な制度設計の提示の必要性</p> <p>すべての自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を整備するためには、国があるべき相談窓口の姿について一定の目安を示す必要があると考えられます。他方で、自治体によっては単独での消費生活センタ</p>			

一の設置が困難なケースもあるため、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要があります。

### 3 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる制度整備の必要性

消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員は、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあります。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言いがたい現状にあります。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要です。現状では、非常勤の立場で安定的に勤務できる任用制度がないため、この点について手当てする必要がありますし、正規職員でない形態で常勤的に勤務する任用制度の整備も望まれます。そのためには、その職種の専門性に着目した専門職任用制度を新たに整備する必要があります。

### 4 結び

以上の理由により、消費者の安心な生活を確保するために、地方消費者行政を充実させるという観点から、貴議会に陳情いたします。

付託する委員会

陳 情 番 号	8	受理年月日	平成23年5月31日
陳情人住所氏名	八王子市子安町1-40-24 八王子食肉処理場協同組合 代表理事 遠藤 雄 行		
件 名	都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理場を存続させることに関する陳情		
〔陳情要旨〕 <p>都民のための食肉処理場の整備を八王子市食肉処理場運営協議会において早急に検討し、都の責務として具現化させるために以下の5項目について、府中市議会において地方自治法第99条に基づき、陳情の趣旨に基づいた関係機関（東京都知事、府中市長）へ意見書を提出して下さるようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都民が安心して家畜を搬入できる食肉処理場（屠畜場）を整備するよう東京都に要望すること</li> <li>2 上記1が整うまで、八王子食肉処理場を稼働させるよう東京都に必要な支援を要請すること</li> <li>3 八王子食肉処理場が稼働している間、東京都は八王子市食肉衛生検査所へ派遣している職員を引き上げないこと</li> <li>4 東京都が都立芝浦屠場に投入している予算のうち、東京都産家畜の取り扱い割合に応じた額を八王子食肉処理場の整備に振り分けること</li> <li>5 都立芝浦屠場で受け付けない経産牛の処理を、八王子食肉処理場協同組合に業務委託して、継続的に搬入すること</li> </ol>			
〔陳情理由〕 <p>都は東京都畜産振興プランを策定し畜産農家対策を行っているが、畜産経営の根幹である家畜の食肉処理については無策である。</p> <p>都立芝浦屠場は全国の大規模畜産業者を対象としており、零細な都内畜産農家の経営実態に合わないばかりか酪農家が飼っている乳牛は受け入れを断っている。</p> <p>そのため、都内畜産農家は八王子市内にある都内唯一の民営屠畜場である八王子食肉処理場を利用することで安定的に畜産経営を続けている。</p> <p>都は「八王子市食肉処理場は、TOKYO X を初めとする肉豚及び乳廃用牛の出荷先として、都内畜産農家にとって重要な施設である。（要綱）」として「都内畜産農家経営の安定を図るため、八王子食肉処理場協同組合による処理場運営の支援及び新たな食肉処理場の整備について検討する。</p>			

(要綱)」ことを目的として、畜産農家を有する19市町と関係団体から成る八王子市食肉処理場運営協議会を設置して、平成15年から検討しているが結論に達していない。

一方、八王子食肉処理場協同組合に施設等を賃貸している八王子市は、賃貸期間が満了する平成24年3月以降の契約延長の要望について態度を保留している。

万一、平成24年4月以降、八王子食肉処理場が運営されなくなると都内畜産農家は存続の危機となるばかりか、大震災時に家畜を緊急食糧として都民に提供できる生産地に隣接した施設がなくなってしまう。

そこで、東京都が主催し府中市も構成員である八王子市食肉処理場運営協議会で早急に議論し、都内産家畜の食肉処理について責任を持って対処するよう、府中市議会において働きかけをお願いします。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	9	受理年月日	平成23年5月31日
陳情人住所氏名	八王子市子安町1-40-24 八王子食肉処理場協同組合 代表理事 遠藤 雄 行		
件 名	災害時の緊急食糧として家畜を活用する仕組みの構築に関する陳情		
<p>〔陳情要旨〕</p> <p>大規模災害時に都内の家畜を八王子食肉処理場で食肉にして、緊急食糧として活用する仕組みを構築することを、府中市議会において地方自治法第99条に基づき、陳情の趣旨に基づいた関係機関（東京都知事、府中市長）へ意見書を提出してください。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>東日本大震災は、都市防災対策について多くの課題を提起した。厚生面では生鮮食品不足など食糧事情の悪化から体調を崩す被災者が多いと報告されている一方で、畜産界では震災後の飼料不足から、多くの家畜の飼育継続が困難に陥っている。</p> <p>本来、家畜は生鮮食品である食肉を生産するためのものであり、災害発生後、早い段階で食肉処理場で適切に処理すれば災害時の緊急食糧として活用することができる。</p> <p>多摩地区には都市近郊型畜産業が健在であり、農家に隣接した八王子食肉処理場で適切に処理することで、家畜は生鮮たんぱく質の備蓄倉庫の機能を果たすことができる。</p> <p>すべての作業が機械化され自動制御された都立芝浦屠場と違い、八王子食肉処理場は移動式の剥皮台での職人による手作業なので、井戸水を汲み上げる電力さえ確保できれば平時と変わらない衛生状態の食肉が生産でき、非常事態に柔軟に対応することができる。</p> <p>平成15年以降、多摩地区の食肉処理のあり方を検討してきた八王子市食肉処理場運営協議会はこの問題を検討できる唯一の公的集まりであり、今回の東日本大震災を教訓として、家畜を緊急時の食糧として活用する仕組みを構築し、首都圏直下型地震に備えるべきである。</p> <p>都民の健康を守るため、東京都が主催し府中市も構成員である八王子市食肉処理場運営協議会で当プランを早期に実現するようお力添えをお願いします。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	10	受理年月日	平成23年6月1日
陳情人住所氏名	府中市紅葉丘2-42-58 府中・子どもたちの未来を考える会 向坂雅浩		
件 名	放射能対策に関する陳情		
<p>3月に起きた福島原子力発電所の事故は、2カ月以上たった現在も事態は収束しておらず、甚大な放射能汚染を引き起こしており、都内でもこれに起因すると考えられる放射性物質が、大気、水道水、土壌、農産物から検出されています。</p> <p>これらの測定結果は基準値以下ではあるものの、放射線被曝感受性は幼いほど高いと言われることと、放射線被曝による影響が1、2週間から数十年後にあらわれることもあり、不安は増すばかりです。</p> <p>非核平和都市を宣言している府中市が、すべての市民の安全・安心を守る行政業務を行われることを切に願っています。</p> <p>私たちは子供を持つ保護者として、放射線被曝が子供たちの未来に深刻な影響を与えると考え、放射能についての正しい知識と情報を求めています。</p> <p>次の要項について要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 府中市独自で、子供たちの生活環境を中心に、大気や水道水、土壌、農産物などの放射性物質を測定するモニタリングポストを適切に設け、1日1回の測定をし、その情報を正確に開示・公表してください。</li> <li>2 上記の結果とあわせて、被曝・内部被曝に関する情報を市民にさまざまな媒体を通じて知らせてください。</li> </ol>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 1	受理年月日	平成 2 3 年 6 月 1 日
陳情人住所氏名	府中市浅間町 4 - 1 5 - 3 6 府中・子どもたちの未来を考える会 阿 部 奈緒子		
件 名	文部科学省の「20mSv/年」を上限とする「学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安」の撤廃を求める意見書の提出を求める陳情		
<p>文部科学省は本年4月19日、放射線の空間線量率「1 - 20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安」とする判断を示し、これに対して全国的に怒りの声が上げられました。</p> <p>これを受けて、文部科学省は同5月27日に、引き続き年間1mSv から20mSv を目安とするとしつつも、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1mSv 以下を目指す」との立場を再度表明しています。</p> <p>これは事実上、目安の上限を「20mSv/年」とする、これまでの判断を覆したものです。したがって、この上限をそのまま残す理由はありません。</p> <p>私たちは、福島の子供たちの安全と健康を守るために、文部科学省に対し直ちに上記の目安を撤廃し、一刻を争って、年間1mSv 以下の環境を実現するために最大限の努力をすることを強く求めるものです。</p> <p>同時に、この目安が保持されるということは、将来、仮に同じような状況がどこかで生まれた場合、同じ問題が繰り返される疑いを禁じえません。この意味からも、上記目安の撤廃を強く文部科学省に対して求めるものです。</p> <p>以上の理由から、府中市議会におかれましても、国・文部科学省に対し、上記の目安を直ちに撤廃することを要望する意見書を上げていただきますよう要請します。</p> <p>1 文部科学省の「20mSV/年」を上限とする「学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安」の撤廃を求める意見書を、国・文部科学省に対し提出してください。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 2	受理年月日	平成 2 3 年 6 月 1 日	
陳情人住所氏名	府中市幸町 3 - 1 - 1 鳥 居 明 久 外 1 人			
件 名	議会のすべての委員会における会議の記録を作成し、その会議録の公開を求める陳情			
<p>〔陳情要旨〕</p> <p>府中市議会がすべての委員会（議会運営委員会、4つの常任委員会、3つの特別委員会、予算委員会、決算委員会など）における会議の記録を作成し、その会議録を冊子として公開するとともに、インターネット上の府中市議会・会議録検索システムにおいて閲覧可能にすることを求めます。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>府中市のホームページには、「市政を身近に」という見出しのもとに、市の行政についてのさまざまな説明・情報が示されていますが、その市政を根本において担っているのが市議会です。したがって、「市政を身近に」することの根本は、市議会を「身近に」することにあると言ってよいでしょう。市の行政についてのさまざまな説明・情報を知らせることもとても大切なことですが、それらの説明や情報は、さまざまな施策などが前提となっているのであり、いわば、結果としての市政と言えましょう。どのようにしてさまざまな施策などが生まれてきたのかという、市政の成立過程こそが市政の本体であり、その本体にある市議会が市民から見えにくいものであれば、「市政を身近に」という言葉もお題目になってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>「市政を身近に」することの根本が、市議会を「身近に」することであり、その市議会を「身近に」にすることは、市議会に直接に参加することのできない市民にとっては、さまざまな施策などが検討され、それが予算として成立していく市政の成立過程を「身近に」することではないのでしょうか。市民が市政に最も直接的に参加できるのは、何といたっても選挙ですが、市民の代表となった市議会議員の、議会でのお働きを知らせることこそ、市政の中心である市議会を「身近に」することではないのでしょうか。</p> <p>しかしながら、府中市では議会の本会議の会議録が公開されているのみで、さまざまな施策などがより具体的に検討される市政の成立過程である委員会については、会議録の作成すらなされていないのが現状だと聞いています。なるほど、「市議会だより」は発行されていますが、あれでは要約的でありすぎ、とても不十分です。ちなみに、府中市を取り囲む調布、</p>				

小金井、国分寺、国立、日野、多摩、稲城の各市の議会において、本会議の会議録だけしか公開していないところはありません。以上の7市のほぼすべてにおいて、本会議だけでなく各委員会の会議録が公開されているのみならず、5市の市議会ではそのすべてについてホームページ上でも会議録検索が可能になっています。

なぜ、府中市の市議会だけが各委員会の会議録を作成し、それを公開することができないのか理解に苦しむところです。府中の市議会は、本当のところ「市政を身近に」とはあくまでもポーズであって、本心では「由らしむべし知らしむべからず」と考えて、市民から市政を遠ざけたいのではないか、そんな疑念さえも浮かんでしまいます。仕事を持つ者にとっては（府中市の場合、15歳以上での何らかのかたちでの就業者は、15歳以上の労働力人口の9割以上です）、平日の日中に議会に赴くことはとてもできにくいことです。そうであれば、なおさらのこと、会議録がいつでも閲覧できるようにしておくことが求められているのではありませんか。

どうか、真に「市政を身近に」とお考えならば、議会のすべての委員会における会議の記録を作成し、その会議録を公開してください。手書きでの会議録作成という時代ではありませんので、ホームページ上での会議録検索もそれほど時間がかかることとは思えません。是非とも早急にお取り組みいただくよう、切にお願いいたします。

付託する委員会	
---------	--